

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活資金でお悩みの方へ

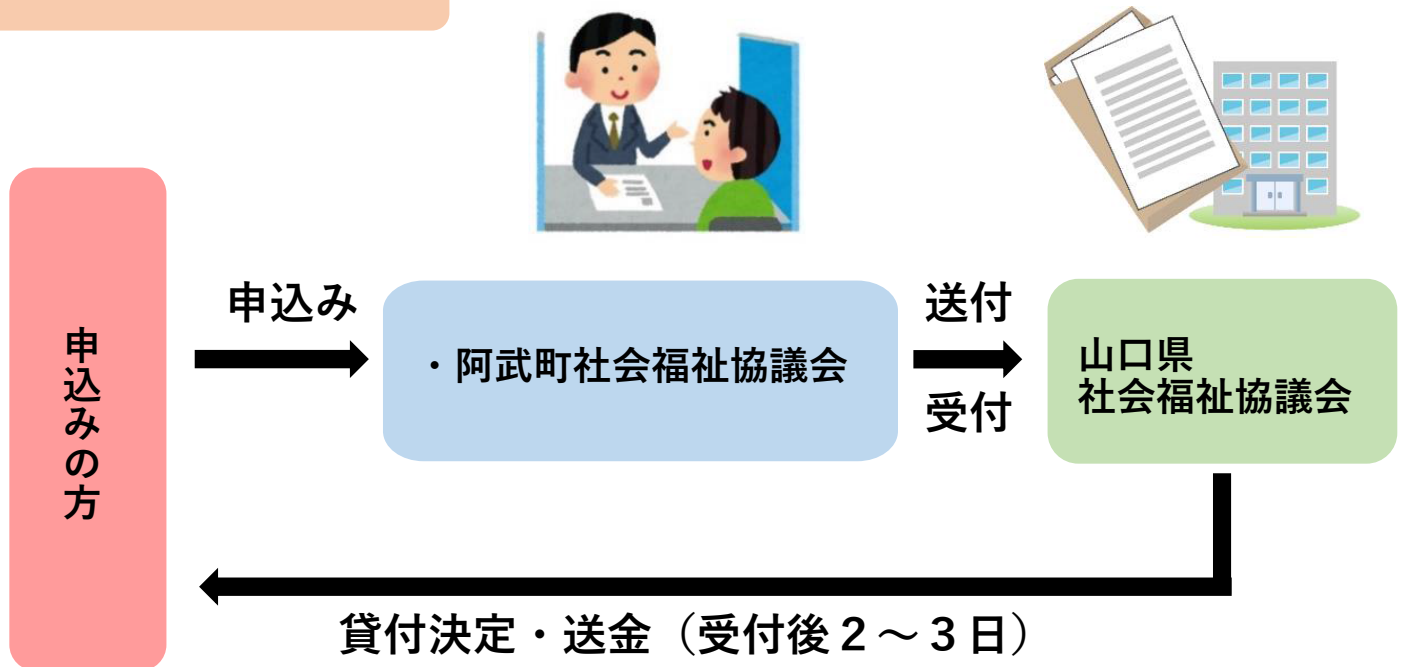
一時的な資金の緊急貸付制度のご案内

都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大しています。

休業や失業により生活資金でお悩みの方々に向けた、**償還免除の特例を設けた**、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

※ 特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください、また具体的な内容のご確認は下記へお願いします。

貸付手続きの流れ



- 一般的なお問い合わせは相談コールセンター
0120-46-1999
受付時間帯 9:00~21:00 (土日・祝日含む)
- 申込先
阿武町社会福祉協議会 (08388-2-2615)

※ 郵便局での受付は、9月末をもって終了となりました。

今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができます。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響で休業等になり、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 収入の減少があれば、休業状態でなくても対象となります。

■ 貸付上限額 20万円以内

■ 措置期間 1年以内

■ 償還期間 2年以内

■ 貸付利子・保証人 無利子・不要

■ 申込先・問い合わせ 阿武町社会福祉協議会 電話 2-2615

主に失業された方等向け（総合支援資金）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響で収入の減少や失業等があり生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 収入の減少があれば、休業状態でなくても対象となります。

■ 貸付上限額

- ・（二人以上の世帯）月20万円以内
- ・（単身世帯）月15万円以内

■ 貸付期間 貸付期間：3ヶ月以内

■ 措置期間 1年以内

■ 償還期間 10年以内

■ 貸付利子・保証人 無利子・不要

■ 申込先・問い合わせ 阿武町社会福祉協議会 電話 2-2615